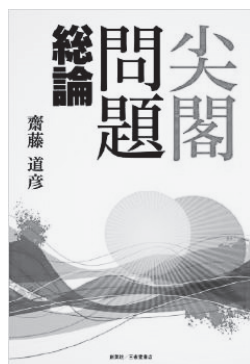


齋藤道彦著

尖閣問題総論

創英社(発行)／三省堂書店(発売)／2014年3月／476頁／2200円＋税



三好正弘

はじめに

尖閣諸島問題に関する面白い、意欲的な書物が出た。著者齋藤道彦氏は東京大学大学院で中国語・中国文学を専攻し、中央大学で教鞭をとる一方、二年間中国・南開大学で訪問研究をし、半年ほどNHKラジオ中国語講座講師を務めた経験を持つ。中国人を感覚的に捉える能力をも持つ中国通かと思われる。

本書執筆の動機は、著者が尖閣諸島問題に関する国内の「識者」の解説やマスキミの報道に失望し、少なからぬ関係論者の中に学問的検証に耐えない非論理的著作が目立ったこと、この問題に関する研究史・論争史が無視されていることに鑑みて、この状況を正そうと考えたことにある(あとがき)。本書を「総論」と名付けたのは、従来にない包括的研究だとの主張か。

内容は、終始一貫この問題に関する中国批判である。嘗て文化大革命を国内の「大多数の学者・マスコミが礼賛した」当時、著者は少数派批判者の側にいた

が、それは「中国が平和・民主主義・人權・弱者に目を向けた政治などでしかるべき役割を果たしてくれることを期待」したからだという。しかし、「領土主張の根拠にもならぬ史料を証拠と強弁し、力づくで領土を奪いとろうとする横暴なふるまい」は我慢ならず、容赦なく批判する。その筆法のせいも、本書出版には苦勞があったという。原稿は二〇一三年一月にはほとんど完成していたが、十数社との出版交渉はすべて不首尾に終わり、屈辱の一年後、創英社／三省堂書店の好意でやっと日の目を見たそうである（あとがき¹⁾。

目次を見ておくと、

はじめに

I 尖閣諸島問題をめぐる歴史

II 「尖閣諸島Ⅱ中国領」論の系譜

III 中国「党国家主義」と「近代国家」の枠組み

IV 日本のマスコミ論調と尖閣シミュレーション

V 結論

あとがき

VI 尖閣関連参考文献

VII 尖閣関連資料

となっており、IIが大半を占め、ここに著者の批判的論述が集中するが、この部分には細目次があった方が読者には親切であったろう。

内容紹介

「はじめに」において、本書執筆の目的を「二〇一二年九月反日騒動のあとをうけて、尖閣諸島問題にしばらく、改めて議論の全体像と問題点を整理すること」という。このため、あの騒動に対する

「日本人の反応」、「尖閣」論史（一九七〇年から始まる奥原敏雄、尾崎重義、緑間栄、浦野起央、芹田健太郎、原田禹雄の諸著作の列記）、「島名」（関連島嶼の名前の混乱）、「尖閣諸島の位置」、「尖閣諸島の面積」、「尖閣諸島の地番」、「中国の主張の骨子」、「日本の主張の骨子」、「本書の目的」を示す。

本論の「I 尖閣諸島問題をめぐる歴史」では、関連する日中間の歴史を、琉球国・明朝・清朝、日本の尖閣領有から東アジア太平洋戦争終結まで、東アジア太平洋戦争終結後、一九六九年エカフェ発表から一九七二年日中国交樹立まで、一九七二年日中国交樹立から一九九二年「領海法」制定以前まで／日中友好の二〇〇年、「領海法」制定から二〇一一年までの対立発生、二〇一二年領海侵犯常態化、といった項目について俯瞰する。

本論の「II 「尖閣諸島Ⅱ中国領」論の系譜」は本書の中核部分で、中国側及び日本の研究者で中国側の主張に与する者の主張をとりあげ、丹念に逐一論駁する。

「I. 中華民国上海の新聞『申報』一九四七年一月三日付の社論」は、カイロ宣言が琉球の未来について言及なく、ポツダム宣言がカイロ宣言を遵守すべきことを言う以上、琉球は「わが国」に返すべしと説き、論拠として琉球と明朝の朝貢・冊封関係に言及するが、著者齋藤は明朝の琉球に対する軍隊駐留も徴税もないことから琉球は独立国であったので、その返還要求は的外れと批判する。

「2. 一九七〇年中華民国政府による釣魚島領有の主張、楊仲揆論文、郭生論文、邱宏達論文」。一九六九年五月にエカフェが尖閣諸島周辺海域に石油埋蔵の可能性を公表したのを受けて、翌年七月に、その海域の大陸棚を自国のものと考えた中華民国政府が米国の一石油会社にその海域で石油探査試掘権を許可した。これに対し日本外務省が尖閣群島は沖繩諸島の一部であるとして抗議したのを八月二〇日付『台湾新生報』が報じ、当該石油鉱床は中華民国の大陸棚上にあること、中華民国漁民が頻繁に諸島周辺海域で操業していること、日本はポツダム宣言及び平和条約によつて国外の地を再取得することはできないことを論じた。齋藤は、大陸棚資源に対する主権は尖閣諸島の領有権とは区別すべしというが、島の領有権に基づいてその周辺海域の大陸棚への権原が決まるのである。漁民の漁猟は私人の行為ゆえ領有権主張の根拠にならぬという批判と、「国外の地」の再取得云々の否定は正しい。

「楊仲揆論文」とは、一九七〇年八月

二二日、二三日国民党機関紙『中央日報』に発表した「尖閣群島問題」と題する論文で、米国と日本が一九七二年に琉球を日本へ返還することを予定しているので、尖閣諸島の主権についてそれ以前に決定しなければならぬとする。島名や日中間の境界や台湾漁民の操業について楊論文が明清文書に依拠するのに対し、齋藤は奥原、尾崎、緑間の論文によつて反論する。序ながら、齋藤は井上が一九七〇年九月の「琉球政府声明」の中の名詞の誤記を指摘するのに絡めて、井上論文の誤植を指摘して「些末ではあつても、正確を期することは、大事なこと」というが、巻末の参考文献番号を本文中に引く際に誤りが散見されるのはちよつと皮肉である。それはともかく、「久米島までが琉球で、それより西方は尖閣諸島を含めて中国領」とする中国側の独断はこの楊論文から始まり、井上清を経て中国共産党がこれを利用して今日に至るという。その意味で楊論文は見逃せない。

「郭生論文」とは、香港『七〇年代』一九七一年三月号所載の「釣魚島等の領

土主権と油源開発問題」と題する論文で、楊論文に類似するという。第一点として、「釣魚島等は「台湾省の付属島嶼」であり、「昔から台湾と一体で中国領土」と主張することを採り上げ、齋藤は「郭生は、その根拠を述べていないが、この「釣魚島等」台湾付属島嶼一論は、その後踏襲されてゆく」という。確かに、日本が台湾を放棄した一九五一年の平和条約で尖閣諸島もその一部として放棄したというのが中国側の立場になっている。このほか、大正島の名称と帰属、中国の古籍、林子平の『三国通覧図説』、程順則の『指南広義』、日本の古籍などの議論があり、尖閣周辺の浅海海域は中国のものでそこにある釣魚島なども中国領とするが、「合作開発」（共同開発）が当時日台間で論ぜられていたのに関し、日本が資源を略奪し島嶼を日本の版図に入れることを目論んでいると見て共同開発に反対する。この共同開発論議に関して、齋藤は領有権問題を棚上げにしたままでは資源の共同開発論は成立しないという。この認識は少々疑問で、島嶼

の領有権とは異なるが、境界画定という類似の主権の絡む問題を棚上げして共同開発が協定された例は若干存在する^③。

次の「邱宏達論文」は香港『明報』一九七一年三月号の「日本の釣魚台列嶼に対する主権問題の論拋の分析」である。邱は多くの英文の論文を発表してきた台湾を代表する国際法学者で、『日本外交文書』や『官報』などを使い、尖閣諸島の領有を巡る山県内務卿と井上外務卿のやりとりと言及したり、明治天皇の「勅令」が尖閣諸島の沖繩帰属を言っていないことを指摘したりする。この後の点について、齋藤はこれを認め、日本の外務省及び法学者は尖閣諸島が八重山諸島に含まれると解することに疑問はないとしていることを指摘する。

「一九七二年四月二〇日中華民国外交部声明」は、日米沖繩返還協定に関連して、中華民国の釣魚台列嶼に対する領土主権は歴史、地理、使用、法理のいかなる観点からも疑問の余地がないとし、齋藤によれば、「歴史、地理、使用、法理」という論法は、その後北京政府に

よって踏襲されるという。「一九七一年六月一日中華民国外交部声明」も同趣旨の論調を展開している。

「3. 一九七一年二月三〇日釣魚島などの主権に関する中華人民共和国外交部声明」は、釣魚島は「中国の固有の領土」と初めて公式に主張した文書で、ここに論ぜられた諸点はすべて今日まで引き継がれているが、本書では便宜上井上清批判の文脈において詳細に批判される。

「4. 一九七二年二月一〇月井上清の議論」というのは、井上が一九七二年のこの期間に精力的・集中的に尖閣諸島問題を論じたからである。井上は当初日本の雑誌論文を発表し、『人民日報』と『光明日報』が一九七二年五月四日付で二本の井上論文を全訳して掲載した。井上は同年一〇月に単行書『釣魚諸島の史的解明——尖閣列嶼』を出し、この中国語訳が一九七三年と一九九〇年に計三種類出ているという。井上の議論はすべて彼の開拓したのではなく、楊仲揆、邱宏達らの前史があるが、その後の中国

の「釣魚島」中国の固有の領土」論の主な原型とみられているとかで、この理由から齋藤は井上を直接の批判の対象としているのである。序ながら、齋藤は井上批判をするとはいえ、二〇一二年九月反日騒動以降に尖閣関係を論ずる志位和夫、豊下植彦、石平、孫崎享、横山宏章・王雲海などの著書が井上の書物にまったく論及しないことを責め、これらが尖閣諸島を中国領とする立場を批判する奥原、尾崎、縁間、芹田、原田等の著作にも触れていないことを失礼としている。

井上の議論は、①釣魚諸島は明代・清代から中国領だ、②日本の主張する「無主地先占の法理」は成り立たない、③日清戦争で日本は釣魚諸島を「盗んだ」の三点に要約できるとするが、最初に井上の「政治的スタンス」を紹介し、その論調の基点とする。井上は毛沢東崇拜・文化大革命礼賛に走り、日本政府・社会党・共産党・マスコミ諸紙の尖閣諸島「日本領の主張に「日本帝国主義の再起の危険性を強く感じた」」そう、井上論をほとんど踏襲する中国共産党は尖閣問題を論

ずるときにその重点として「日本軍国主義の復活」を強調するという。この辺りの中国のレトリックは、一日本人発の論調を幸便に利用する狡猾さを示しており、いわゆる従軍慰安婦問題で日本紙に発する論調を幸便に使ってきた韓国のレトリックと軌を一にする印象がある。

井上は中国史の専門家ではないと自認しながら明清・琉球・日本史料一四点をとりあげる。齋藤はこれらの議論に対して、自らの批判に加えて、先行する奥原、尾崎、緑間、原田等の議論を用いて反論する。その過程で、井上が尾崎、緑間等の批判を見る機会があった筈なのにそれを無視しているのは傲慢だとし、自らの思い込みを優先させて資料の全体に目を通さず、気に入った部分だけをつまみ食いして肥大化させる井上の学問的姿勢を非難する。

②、③は国際法に係る論点である。
②「無主地先占論は成り立たない」論は一九七一年一月三〇日中国外交部声明になかった論点で、井上が邱宏達らの議論を発展させたものという。尖閣諸島が

一八九五年の日本領土編入より前に中国人が発見していたというのが中国側の主張だが、諸島を航路上の目印として用いていたにせよ、それは琉球人の案内によるものであったことが尾崎等の研究で明らかにされており、中国側の行為には領有の意思を示す証拠が見られない以上無主の地であって、それを慎重に確かめた上で日本が編入したから「先占」になるというのが日本側の立場で、これが国際法上正しい説明であることを広部和也、尾崎に基づいて説明する⁴。この関連で、

日本が尖閣諸島に領有意思を示す国標建設を躊躇したことを邱が指摘し井上が発展させたが、事実は沖縄県令と内務卿との間で国標建設が清国に領有主張させることになるのを懸念してのことだった。

③「日清戦争で日本は釣魚諸島を「盗んだ」論については、戦争と尖閣諸島の関係はなく諸島が台湾の一部ではないこと、及び「盗む」ということはその行為以前に島嶼が中国領だったとの前提に立つが、その事実はないことよって否定されている。

「5. 一九七二年夏の高橋庄五郎による議論」では、高橋が問題は尖閣諸島周辺海域に石油埋蔵の可能性がわかってから起きたことを明らかにし、無主地先占論を批判するが、高橋の執筆動機は「この問題を避けて日中国交回復はありえない」との認識であつたらしい。齋藤は一部高橋の論調に同情的な評価をしながら、先行研究により全体としては批判に終わる。

「6. 一九九六年『法制日報』劉文宗論文、『人民日報』鐘敵論文」は、一九九二年に中国が「領海及び接続水域法」を制定した後に出された九六年八月二日の劉論文「釣魚島に対する中国の主権は弁駁を許さない」と同年一〇月一八日の鐘論文「釣魚島の主権の帰属について論じる」である。ともに中国古籍を挙げて中国領有論を正当化しようとするが、齋藤はすでに他の個所で論駁した論理でこれらを退け、断片的ながら一九五三年一月二五日のアメリカ政府第二七号命令が琉球諸島の範囲に釣魚島を含めたのは不法侵犯・占拠だとする鐘論文に対し

て、このとき中華民国も中華人民共和国も抗議を行わなかったという事実を指摘する。この抗議の欠如という無作為はかなり大きな法的効果を有することに注意したい。⁵⁾

「7. 二〇〇〇年代井上・「中国」エビゴーンたちの議論」では、村田忠禧、孫崎享、大西広、動労千葉、矢吹晋等がやり玉にあがる。紙幅の都合で孫崎のみについて若干の紹介と齋藤の批判を見よう。孫崎は二〇一一年の著書『日本の国境問題——尖閣・竹島・北方領土』において、尖閣諸島問題について争点として「歴史的にどちらが先に領有を主張したか」、②「一八九五年尖閣諸島の日本併合をどうみるか」、③「尖閣諸島は日本の下、及び第二次大戦後沖縄の一部として扱われていたか、台湾の一部として扱われたか」の三点に整理して議論を進めるが、齋藤は孫崎が第一点について援用する中国古籍を読んでいないと断じ、国内の先行諸研究を参照していないとその不勉強を責める。また、中国は一貫して尖閣諸島は台湾の一部と主張している

との記述は、中国の誤った主張の無批判な受け売りだと切り捨てる。第三点についても、齋藤は元外務省国際情報局長孫崎の「想像を絶する」杜撰な論理展開を批判し、「日本の外交官であった人の中にこんなに中国追随をする人がいるというのは、びつくりである」と評する。孫崎の二〇一二年の『検証 尖閣問題』は小寺彰論文、天児慧論文、小寺・天児・孫崎座談会の三部構成であるが、孫崎についてのみいえば、中国追随で資料的批判に耐えうる議論がないという。

「8. 二〇一二年四月台湾外交部条約法律司文書」とは、二〇一二年四月三日発表の「釣魚台列嶼は中華民国の固有の領土である」という文書で、地理、地質、歴史、わが国民間の使用状況、国際法、という各論点は概ね本書ですでに論破済みであるが、歴史の部分で従来言及のなかった黄叙璣『台海使槎録』（一七七二年）を出してきたので点検してみると、黄は「釣魚台」付近を通過したか立ち寄ったかもしれないことがわかるだけで、釣魚台が清朝領であることを証明す

る史料とはいえないという。国際法論議の部分では、一八九五年から一九四五年までの日本による領有と、一九四五年から一九七二年までの米軍による委任統治の正当性を承認しているという。

「9. 中国での「琉球帰属論」の検討」では、李理「琉球回収」中のアメリカ・ファクターと釣魚島問題」と褚静濤「釣魚島と琉球の帰属」をとりあげるが、李がカイロ宣言には琉球と釣魚列嶼が日本の放棄すべき領土の中に言及されていないなかったことと、ポツダム宣言には「その他の諸小島」の中に琉球と釣魚列嶼は明文規定がなかったと書いているのは、おそらく中国側の議論の中で初めてだろうという。

「10. 二〇一二年九月中国国務院文書」とは、二〇一二年九月二六日付『人民日報』に発表した国務院新聞辦公室の「釣魚島は中国の固有の領土である」のことで、中国政府の最近の全面的公式見解である。詳細な議論の各論点はすでに齋藤の点検済みであるところ、同年九月国連における楊潔篪外交部長演説が日本の尖

閣諸島盗取は「反ファシズム戦争」を否定するものとした点を捉え、国務院文書全体及び外交部長の国連演説を歴史的経過・事実に対し、外交文書・歴史文書を無視した、国際社会ではありえない異常なことを断罪する。国務院文書は日本側主張を一つずつつぶすことをせず、旧来の自己主張を強引に繰り返すだけであり、中国通の著者らしく、中国人の好む言い方では「掩耳盗鈴、自欺欺人」だと皮肉っている。

「11. 二〇一三年五月「人民日報」論文」というのは、『人民日報』が中国社会科学院を動員して釣魚島「中国領キヤンペーン」を展開したもので、二〇一三年五月八日付の張海鵬・李国強「馬関（下関）条約と釣魚島問題」と同一〇日付の李国強・侯毅「釣魚島とその付近の海域は古くから中国の疆域の構成部分であった」の二つの連名論文である。いずれもほとんど新味のないものという。前者に引かれている一〇篇の古籍について、齋藤は「わたしが見たこれらの書籍には、釣魚島が中国領であると記述したものは

一つもなかった」という。李・侯は一九五八年の「領海声明」は台湾とその周囲の各島は中国に属すると宣言したというが、それを提示しない。齋藤はこの文書を知らぬが釣魚島の名が入っているのなら堂々と提示したらどうかという。評者も同感である。

「12. 明清・琉球・日本・欧米史料言及一覽」が章末に掲げられ、一八名の著者・機関名を縦軸に、五四の文献を横軸にして、誰がどの文献を用いたかが容易に分かるようにしてある。

「III 中国「党国家主義」と「近代国家」の枠組み」及び「IV 日本のマスコミ論調と尖閣シミュレーション」は著者の時論ともいって、本書執筆の動機に直結する主張が展開され、「V 結論」において本書全体の主張が一〇点にまとめられている。最後に「VI 尖閣関連参考文献」が一六点、「VII 尖閣関連資料」が二八点収録されている。

巻末に索引が付いており、本文中に言及された文献や人物について容易に検索ができる（ただ、索引は横書きだから、

巻末から降順の頁立てにした方が良かったか）。

評価

以上本書のごく概略を紹介したが、II に見るように、きわめて論争的な内容を持つ著書である。察するに、著者は、中国側の論調に加え、国内の親中国的な論調、とくにその論拠のいい加減さ・低級さに腹を立て、この状況を何とかしなければならぬとの正義感から膨大な文献を丹念に読破し、逐一批判を加えたものかと思われる。批判対象の文献を段落又は文単位に分解し、それに批判を加えるという丹念さである。中国側や批判された日本人著者たちからの反論をぜひ見たいものである。このような優れた本書に、惜しいことに単純ミスと思しき誤植ないし誤表記が散見される。本書の価値を貶めるほどのものではないが、再版を出されるときには修正された方がよいであろう。

本書が示すように、中国側の論理は歴史的にも法的にも根拠なく、破綻してい

るといつてよい。それにも拘わらず、尖閣諸島に中国領論を強化するため巨額の費用を使って世界にその立場を吹聴し、味方を増やそうと画策している。根拠がなくても国家の「核心的利益」だと強弁するのは専ら中国共産党の政策・戦略的発想であろうが、その欺瞞性を世界に知らしめる必要がある。

最後に、中国側論調を「駁する」面白い類書が本書より二か月ほど遅れて出ていることを紹介しておく。いしみのぞむ著『尖閣反駁マニユアル 百題』（集広舎、二〇一四年六月）がそれである。

注

〈1〉本書Ⅲ・Ⅳ・Ⅴは二〇一二年一〇月に書いたもので、同年一月頃某総合月刊誌に掲載を打診して断られ、Ⅱ-4は二〇一三年二月に日中友好系某紙に掲載を依頼してやはり断られたという（あとがき）。

〈2〉正確には、国連アジア極東経済委員会（ECAFE）の下にあったアジア沿海鉱物資源共同探査調整委員会（COP）が一九六八年に当該海域

を探查した結果を翌年五月にその機関誌に発表したものである。

〈3〉次の著作を参照。Miyoshi, Masahiro, *The Joint Development of Offshore Oil and Gas in Relation to Maritime Boundary Delimitation*, Durham, UK: International Boundaries Research Unit, *Maritime Briefing*, Vol. 2, No. 5, 1999, pp. 7-29.

〈4〉この点については、拙稿「領土取得における抗議と黙認——尖閣諸島との関連において」『島嶼研究ジャーナル』第四巻二号（二〇一五年三月）、四一頁を参照。

〈5〉前註の拙稿を参照。

〈6〉本書原稿は二〇一三年九月三〇日に完成していたので（あとがき）、これ以降の動きはカバーされていない。

〈7〉この宣言は中国の領海の幅員を二カイリとすることを謳い、続けて次のように規定する。「この規定は、中華人民共和国の本土及びその沿岸島嶼並びに本土及び沿岸島嶼から公海によって隔てられた台湾及びその周辺の諸島、澎湖諸島、東沙諸島、西沙諸島、南沙諸島、その他中国に属するすべての島嶼に適用する」。The Declaration of 4 September 1958, para. 1. *Peking Review*, 9 September 1958, p. 1. ここには中国が領

有権を主張する全島嶼が列挙されているが、釣魚島の名前が抜けている。無理をすれば「台湾及びその周辺の諸島」又は「その他中国に属するすべての島嶼」の中にそれが含まれているとする理屈もあり得ようし、現にそのような弁解をすすめる議論がある。Wang, Liyu and Peter H. Pearce, "The New Legal Regime for China's Territorial Sea," *Ocean Development and International Law*, Vol. 25, 1994. 著者らはこの宣言は台湾海峡危機に際して発せられたもので、とくに台湾とその周辺の島嶼を中国の主張する領土として描く必要があったとし、この宣言が釣魚島をとくに挙げなかったが、それは「台湾及びその周辺諸島 (Taiwan and its surrounding islands)」という語句に含まれているという。しかし、今日「核心的利益」というほど重視する島嶼ならば、その名前を明示せずに「台湾及びその周辺の諸島」に含まれるなどというのは、いかにも無理な滑稽ともいふべき解釈であろう。